## 錦江町農業委員会6月定例総会会議録

- 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 本庁2階会議室
- 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内薗 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内薗 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

## 〇 欠席

農業委員 宿利原進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

## ○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会務報告について
  - 第3 附議事項

議案第10号 農地法第3条許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

○事效只	ただいまとり合和4年6日領江町典光禾昌合字例巡合な即場いたしませ、次
○事務局	ただいまより令和4年6月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿
	勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を、11 番、本釜委員に
01.07.0	お願いいたします。
○本釜委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。次に、会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さん、こんにちは。今日、梅雨も明けて大変暑くなってまいりましたが、
	体など、十分気をつけて頑張ってくださいますようにお願いいたします。それ
	では、ただいまより令和4年6月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。
	本日は、宿利原委員が欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規
	則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それ
	では錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署
	名委員に7番、寺田委員と8番、貫見委員を指名いたしますので、よろしくお
	願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告を
	お願いいたします。
○事務局	はい。6月の会務の報告を行います。6日に南隅農政協議会の幹事会がござ
	いまして事務局が出席しております。8日に肝属地区の農業改良普及事業協議
	会総会、肝属地域農政企画推進会議総会がございまして、会長と私が出席いた
	しました。10日が町議会が開会いたしまして12日、町議会の本会議、一般質
	問があったところでございます。16日は令和4年度農業者年金新任担当者研
	修会と担当者会議がオンラインでございまして事務局の永田と鶴田書記が、出
	席しております。17日は無線基地局の申請が出されておりまして、その現地
	調査に、鍋委員、毛下委員、坂元委員、横原推進委員と事務局で現地調査を行
	っております。21日は農業委員会組織業務効率化検討会、職員協議会理事会
	がございまして私が出席しております。22日は議会の最終本会議がございま
	した。27日は本日でございますが定例総会でございます。あさって29日には、
	肝属地区農業者年金受給者会の総会が東串良町で予定されております。以上で
	ございます。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第
	10 号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明を
	お願いいたします。
○事務局	3ページをお開きください。農地法第3条許可申請ということで、2件申請
	が上がってきております。まず受付番号3番が、譲渡人が○○さん神川新町の
	方です。場所が神川字辻ノ下 4934番1、台帳現況地目とも畑、地積が 1,613
	㎡で、譲受人が○○さん、肝付町の方となっております。受付番号4番が、3
	筆ありまして、譲渡人が○○さん、神川新町の方です。場所が神川字中平 4475
<u> </u>	

	番1、台帳現況地目が畑、地積が 2,365 ㎡。次が神川字中平 4488 番1、台帳
	現況地目が畑、地積が 1,642 ㎡。次が神川字抜迫 4579 番 1 、台帳現況地目と
	も畑、地積が 1,867 ㎡。譲受人が○○さん、肝付町の方となっております。以
	上になります。
○会長	続いて、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。受付番号3番4番、この2人はご夫婦でございます。場
	所は、3番の辻ノ下の場所が、町道桜原線の道路沿いです。4番の3筆は、少
	し皆倉地区に入った場所の畑を通った山の中です。この4筆ともですね、畑に
	なっておりますが、内容は、椨の木を植栽して椨を出荷しているご夫婦です。
	譲受人の○○さんですが、高山町在住ですけども、同業者椨の販売の同業者で
	して、高山、鹿屋、手広く業務をされております。で、椨の葉っぱを製粉する
	会社を持っておられるということです。○○さん夫婦も、80 に近いもんです
	から、体調もあんまりよくないということで、○○さんに売買ということにな
	っております。なお、○○さんのほうは、世帯員1となっておりますが、個人
	名で購入されますので、法人としては従業員がおられるということです。金額
	ですけども、4筆合わせて、○○円というちょっと高額になっております。こ
	れは、いずれも4筆とも即、椨の木を伐採できる、出荷できる状況ということ
	から、この金額になっております。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第10号については、
	原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第10号については、原案のとお
	り許可することに決定しました。続いて議案第11号、農業経営基盤強化促進
	法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請に
	ついてを議題としますが、2回に分けて審議いたしたいと思いますが、異議あ
	りませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号35番から40番についてを、事務局
	の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では5ページをお開きください。受付番号35番貸し人が、○○さん、
	鹿屋市の方です。場所が馬場字竹之本 4780番2、地目が田、地積が 2,270 ㎡、
	期間が令和4年6月28日から令和8年12月14日まで、小作料が10アール当
	たり○○円。借り人が○○さん、笹原の方になります。受付番号36番が、貸
	し人が、○○、南大隅町の会社になります。場所が馬場字鳥井戸上306番1、
	地目が田、地積が 583 m。期間が令和4年6月28日から令和9年6月27日ま
	で、小作料が〇〇円。借り人が〇〇さん、瀬戸山の方です。受付番号 37、38

	の貸し人が、○○さん、鳥渕の方です。場所が田代川原字鳥渕下原 4055 番 5、
	地目が畑、地積が 1,352 m²です。もう一筆が、田代川原字石飛 3955 番 1、地
	超日が畑、超積が 1,352 m く y 。 も )   単が、 四代 / 川
	14日まで、小作料は○○円となっております。借り人が○○さん、猪鹿倉の
	方です。受付番号 39 番が〇〇さん、原沢の方です。場所が田代川原字池野 4306
	番1、地目が畑、地積が2,170 ㎡。期間が令和4年6月28日から令和9年12
	月14日までです。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、池野の方です。
	受付番号 40 番、貸し人が、○○さん、原沢の方です。場所が田代麓字桂廻 2818
	番1、地目が畑、地積が914㎡、期間が令和4年6月28日から令和8年12
	月 14 日までです。小作料が○○円で、借り人が○○さん、六反田の方になり
	ます。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで、鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	借り人の○○さんは、甘藷農家の大規模農家でございます。それぞれの土地
	も非常によく管理をされておりまして、本町の求める要件は全てクリアしてい
	ると思いますので、何ら問題はないものと思われます。よろしくお願いします。
○会長	ありがとうございました。次に、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたします。この場所は坂元歯医者の横で○○さんのほうが、場所が遠
	いということで、隣の人が耕作してくれないかということでした。それで隣が、
	○○さんが耕作されておりお願いしたところ、気持ちよく受けてもらえ、この
	結果になりました。何ら問題はないかと思いますのでよろしくお願いいたしま
	す。
○会長	ありがとうございました。次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、37号の農地ですが、以前、○○と話が進んでいたところで、それが
	破談になったところ、○○さんにお願いしたところであります。また 38 号の
	農地も同じ○○さんの農地でありまして、長年耕作放棄地になっておりました
	が、これも一緒にお願いしましたところ、快く引受けてもらいました。○○さ
	んは畜産農家でありまして、農地もきれいに管理されておりますので、何ら問
	題ないと思っております。39 号の借り人の○○さんも畜産農家でありまして、
	2年ぐらい前に、新規就農されました若い人でございまして、一生懸命畜産を
	頑張っております。農地のほうも、きれいに管理されておりますので、何ら問
	題ないと思っております。よろしくお願いします。
○会長	ありがとうございました。次に、折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野	はい、40号の借り人の○○さんは、畜産農家であられます。育成とかに力
推進委員	を入れて農地のほうも作付けから管理まできちっとしてらっしゃいます。まだ
	若いので、これからだと思いますので、皆さんの審議をよろしくお願いします。
○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告ありま
	したが、質疑はありませんか。
○鈴委員	○○さんの農家情報を見ますと耕作地が 726 ㎡と少ない感じが、生産牛が

	を、多分、一緒に飼料とか作付されてると思いますので、始められてまだ借入
	れとか、自分の少ないんですけれども、お父さんが持ってらっしゃる農地を一
	緒に利用されているところです。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号35番から40番については、原案
	のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号35番から40番については、
	原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 41 番から 52 番に
	ついて、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では引き続き5ページからになります。これから以降につきましては
	全て、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人につきましては、
	県地域振興公社となっております。受付番号 41 から 43 番までの貸し人が、○
	○さん、奈良県の方です。場所が馬場字笹原 4448 番 6、地目が田、地積が 1,130
	㎡です。もう一筆が、馬場字笹原 4448 番8、地目が田、地積が 114 ㎡。もう
	一筆が、馬場字笹原 4478 番 2 、地目が田、地積が 334 ㎡です。期間が令和 4
	年7月1日から令和8年12月30日までとなっております。小作料につきまし
	ては、○○円ということです。続きまして 44、45 番の貸し人が、○○さん、
	鹿屋市の方です。場所が、城元字向原 4977 番 1 、地目が畑、地積が 3,894 ㎡
	です。もう一筆が、城元字西向原 4980 番 1 、地目が畑、地積が 6, 222 m 、期
	間が令和4年7月1日から令和14年6月30日までです。小作料につきまして
	は、〇〇円と〇〇円となっております。6ページをお開きください。46番か
	ら52番につきましては、貸し人が、○○さん、鳥浜の方になっております。
	一筆目が、場所が神川字宮前 620 番、地目が田、地積が 424 ㎡です。次が、神
	川字宮前 621 番、地目が田、地積が 977 ㎡です。次が、神川字西上ノ迫 1260
	番1、地目が畑、地積が3,026 ㎡です。次が神川字前目2112 番1、地目が畑、
	地積が 5,580 ㎡です。次が、神川字前目 2114 番 5 、地目が畑、地積が 1,870
	m <sup>2</sup> です。続きまして、神川字前目 2116 番 1、地目が畑、地積が 1,436 m <sup>2</sup> です。
	最後になります。神川字前目 2117 番1、地目が畑、地積が 682 ㎡です。いず
	れも、貸付け期間につきましては、令和4年7月1日から令和14年6月30日よってです。1/5/2017 のまましては、〇〇円より、ていります。これをのはま
	日までです。小作料につきましては、〇〇円となっております。こちらのほうの配が配け、マキャナトでは、四郷でA2の田郷が配け、マキャナナので、これ
	の配分計画につきましては、別紙でA3の用紙が配付してありますので、そち
<u></u>	らをご覧ください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 41 番から 52 番に
	ついては、原案のとおり、許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号41番から52番については、
	原案のとおり許可することに決定しました。以上で令和4年6月錦江町農業委
	員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上で、令和4年6月錦江町農業委員会定例総会を終了いたしま
	す。姿勢をお正しください。一同、礼。お疲れさまでした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

7番

8番

議事録調整者